

# 暮らしのお知らせ

市長への手紙・FAX・電子メール

## あなたの「声」を聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民から市政への提言・要望・意見など「生の声」を幅広く聴き、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見は、担当課で十分に検討して市長に報告し、回答を希望する人には、市長名で書面または電子メールで回答します。市政とは関係のない内容や、個人・団体を誹謗中傷するような内容はお断りします。

### 市長への手紙

市役所、下総・大栄支所、各公民館など市内の公共施設に、用紙

市長への手紙

宛先を記載しますか？  
 記載する  
 希望する  
 希望しない

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

性別  男  女 年齢 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※印字、鉛筆、ボールペンなどで記入してください。記入が済んだ場合は、宛先を記載せずとも、封筒に入れて郵送していただけます。

私の要望(宛先に記載してください)

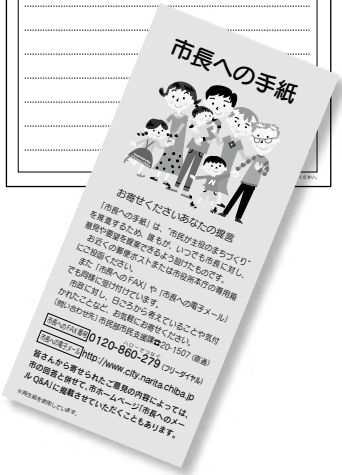
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



(受取人払い)を設置しています。

任意のがき・封書を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

### 市長へのFAX

市内からの送付料金は無料です(コンビニエンスストアからは有料になる場合あり)。FAX番号は次の通りです。

○市内: ☎0120・860・279

○市外: 24・1086(有料)

### 市長への電子メール

市ホームページ「市長への電子メール」<http://www.city.narita>

chiba.jp/form)から、インターネットを通じて送信することができます。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20-1507)へ。

### 排水設備の清掃・点検

#### 訪問セールスにご用心

「排水設備の清掃・点検に来た」と市役所から紹介されたら、各家庭を訪問する業者が見受けられます。市では業者の紹介やあつせんは行っておりません。

市から業務を委託された業者は、市発行の身分証明書を携帯しています。訪問セールスで不審に感じたら下水道課へ連絡してください。※くわしくは同課(☎20-1553)へ。

### 窒素酸化物の冬季対策

#### 車の使用と暖房は控えめに

冬季は大気がよく、汚れやすくなります。

県と県内市町村では、11月～1

月を「窒素酸化物に係る冬季対策期間」として、大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策を実施します。

皆さんも、次のことを実行するなどして、環境保全にご協力をお願いします。

- 水曜日は車の使用(車での買い物やマイカー通勤)は控える
- アイドリング・ストップ(駐車・停車時のエンジン停止)に努める
- 暖房温度は控えめ(20℃)に

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

空き地の管理

### 所有者はしっかりと

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所や害虫類の発生原因となり、周囲に迷惑を掛けます。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、しっかりと土地管理に努めてください。

市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますので利用してください。※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

### ペットボトルの回収にご協力を

※ペットボトルは各地域リサイクル団体とペットボトル店頭回収協力店へ(下総・大栄地区は収集日に集積所へ出してください)。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



【10月1日～15日】

1日	教育委員辞令交付式 航空機事故消防救難総合訓練 全体会議 下総高校自動車部全国大会出 場報告
2日	獣魂祭
3日	成田国際高校少林寺拳法部全 国大会優勝祝賀会
4日	成田市赤十字奉仕団一日赤十字 フレンドリータウンデイズ2009 「成田の日」 成田フィルハーモニー管弦楽団 「ファミリーコンサートin大栄」
5日	千葉県遺族会第二ブロック戦没 者遺族大会 生涯学習推進協議会会議
6日	産業まつり実行委員会
8日	全国市町村生活排水対策セミナー
9日	老人クラブ連合会軽スポーツ大会 日本電信電話ユーザ協会成田・ 佐倉地区協会電話対応コンク ール大会出場者激励会 中学生議会
10日	ファミリーコンサートin玉造
13日	ラ・フェスタ ミレミリア2009 成田空港圏自治体連絡協議会臨時会



周辺自治体と協議(13日)

## 農業用廃プラスチック

### 適正な処理を

使用済み農業用ビニール資材やポリエチレン資材など、農業用廃プラスチック類は産業廃棄物です。これらの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に登録してください。

回収のときにはリサイクルに適した荷造りルールをきちんと守りましょう。

### 対象

農業用廃ビニール、農業用廃ポリエチレン、肥料袋、培土袋  
育苗箱・保温マット・あぜシー

ト・ブルーシートなどは回収対象外です。産業廃棄物処理業者などで処理をお願いします。  
※くわしくは農政課(☎20-11541)、下総支所農産土木課(☎96-11112)、大栄支所農産土木課(☎73-8063)へ。

## 東京電力の調査・点検

### 勤務証を確認して

東京電力を名乗る事件が発生しています。

○事前の知らせもなく、ブレーカー調査や漏電調査といって家に入り込み、金品を盗んだり、電気器具の取り換えをして多額の工費を請求する

○集金員を装い、検針票を示して電気料金を支払うよう要求する  
○オール電化にすることで電気料

金が安くなることをうたい文句に、電気給湯器やLEDクッキングヒーターについて不当に高い金額で契約を迫る

東京電力では、調査の名目で事前の連絡もなしに家に伺ったり、費用をもらったりすることはありません。また、検針票による料金

の集金もしていません。最近では、オール電化機器の販売に関するトラブルや相談が増えていることから、機器の購入・工事をするときは、数社から見積もりを取ったり、周囲と相談したりするなど、十分に検討してください。

東京電力や関係会社の社員・調査機関の調査員は「勤務証」を携帯していますので、不審に思ったら家に入る前に東京電力に問い合わせてください。

※くわしくは東京電力(☎0120-99-5552)へ。

## 年末調整の説明会

### 法人・個人の白色申告者を対象に

成田税務署では、法人と個人の白色申告者を対象とした、平成21年分の年末調整の仕方と法定調書・給与支払報告書の提出についての説明会を行います。

日時 11月20日(金) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分  
会場 中央公民館

個人青色申告者は、12月に行われる青色申告決算説明会で説明します。

※くわしくは成田税務署法人課 税第二部門(☎28-5151)または市民税課(☎20-1513)へ。

## 標準営業約款普及登録促進月間

### お店選びは Sマーク登録店を

11月は標準営業約款普及促進月間です。

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業している店の印です。

このSマークを店頭に表示している店なら、安全・清潔・安心が保証され、信頼できる店の大きな

## 11月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
11月9日(月)	不動ヶ岡地区	午後11時～
11月10日(火)	並木町(沢山)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。



目安となります。万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。  
理容店・美容店・クリーニング店・飲食店を選ぶときにはSマークを参考にしてください。

※くわしくは県生活衛生営業指導センター(☎043-307-8272)へ。

### 市民憲章の推進

「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」のまちづくり

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想像を掲げ昭和46年11月3日に制定されました。

その活動として、ゴミゼロ運動や緑化運動といった環境美化運動、ボランティア活動、文化、スポーツなど、幅広い分野でその精神が生かされ、子どもから大人まで成田市に住む一人一人がよりよい郷土を作り上げていくために実践さ



皆でまちをきれいに(環境美化運動)

れています。

「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5か条の精神は、

## 成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 1 親切な心で  
平和な成田をつくりましょう
- 1 よろこんで働き  
豊かな成田をつくりましょう
- 1 きまりをまもり  
住みよい成田をつくりましょう
- 1 自然と文化を大切にし  
美しい成田をつくりましょう
- 1 若い力をそだて  
明るい成田をつくりましょう

未来の市民に継承していかなければならない貴重な財産です。

これからもより住みやすい郷土をつくるために、市民憲章を実践することの大切さを家庭の中で話し合ってみてください。

※くわしくは総務課(☎20-1510)へ。

### 土砂による土地の埋め立て

### 条例に定める手続きを

市では、土砂の搬入による埋め立て、盛り土、たい積行為、搬入土砂の土質について必要な規制を行っています。

自然環境・生活環境の保全と災害発生の未然防止、住民の安全な生活の確保の目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

市内で500㎡以上の埋め立てなど(一時たい積を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに利用できませんので注意してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

### 労働保険適用促進月間

### 事業主は加入を

11月は「労働保険適用促進月間」です。

事業主(農林水産業の労働者5人未満の個人事業を除く)は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

労働保険は、働く人が労働災害を被ったり失業したときに所定の保険給付を行う制度です。

未手続きの事業主は、早期に加入手続きをしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043-1221-4317)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。

### 犯罪被害給付制度

### 被害者や遺族に支援金を

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けた被害者と障がいが残ることとなった被害者に対し、国が一定の給付金を支

給するものです。

市でも「犯罪被害者等支援条例」に基づき、同様の支援金を支給しています。

※くわしくは県警察犯罪被害者支援室(☎043-20110110 内線2702)へ。犯罪被害者等支援条例については市交通防犯課(☎20-1527)へ。

### 千葉県最低賃金

### 金額が改定に

10月3日から県内の事業所で働くすべての労働者(パート、アルバイトなどを含む)に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が、時間額723円から728円に改定されました。

最低賃金額には、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当などは含まれません。

また、「千葉県最低賃金」のほかに定められている特定(産業別)最低賃金があります。

※くわしくは千葉労働局基準部賃金室(☎043-122112328)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。